自動体外式除細動器（AED）貸し出しスタート

6月1日から、自動体外式除細動器（AED）の貸し出しに関し必要な事項を定め、市内で開催される各種事業またはイベントに参加する者の迅速な救命活動に備えるとともに、安全の確保を図ることを目的として、市消防本部と分署に貸し出し用AED各1台を用意しました。

貸出対象団体

次のいずれかに該当する事業またはイベントを主催する団体が対象となります。

(1)市内で開催されるスポーツ競技、式典、祭典、講習会など

(2)その他、消防長が必要と認める事業またはイベント

貸出条件

原則として、医療従事者またはAEDの取り扱いに必要な講習（救命講習など）を受講済みの方が、事業またはイベントの開催期間を通して会場に配置されていることを条件とします。

申請・借受方法

AEDの貸し出しを受けようとする方は、原則として事業またはイベント開催日の1週間前の日までに、借用の条件を満たした修了証などの写しを添付して、愛西市自動体外式除細動器（AED）貸出申請書（様式第1号）を市消防本部に提出してください。

※なお、申請の際に、身分確認ができる書類（運転免許証など）を持参してください。

申請書受理後、愛西市自動体外式除細動器（AED）貸出承認・不承認通知書（様式第2号）を申請者に通知します。貸出承認通知書を受領された方は、通知書に記載された期間および留意事項を確認いただき、消防署において借り受けをしてください。

貸出期間・台数

原則、イベント期間とし、貸出台数は1つの事業またはイベントにつき1台とします（ただし、消防長が特別の事由があると認める場合を除く）。

注意事項

借受者は、貸出期間中においてAEDを常に良好な状態で管理するとともに、次の事項を守らなければなりません。

(1)AEDは取扱説明書により適切に使用すること。

(2)AEDを目的外に使用しないこと。

(3)AEDを処分、転貸しまたは譲渡しないこと。

返却方法

借受者は、返却予定日までに消防署へ来署し、愛西市自動体外式除細動器（AED）返却確認書（様式第3号）により、点検・確認を受けた後、返却してください。この際、AEDを使用した場合には、愛西市自動体外式除細動器（AED）使用報告書（様式第4号）を、返却時に提出してください。

その他

また、AEDの貸し出しは無料とし、AEDを傷病者に対して使用した際における電極パッドなどの消耗品に係る経費は、市が負担します。

ただし、貸出期間中にAEDに起因する事故は、市側の責任を除き、借受者がその責任を負わなければなりません。破損および盗難などについては、愛西市自動体外式除細動器（AED）破損等報告書（様式第5号）を提出するとともに、原状回復または相当と認める金額を賠償しなければなりません（ただし、消防長がやむを得ない事由があると認める場合を除く）。

なお、愛西市自動体外式除細動器（AED）貸出要綱の詳細および申請については、消防署救急係へお問い合わせください。

申請・問い合わせ先
市消防署　救急係
☎26-1100

♥いざというときに備えて
救命講習を受講しましょう

消防署では、AEDの使用方法を広く普及し、更なる救命効果の向上を目指すため救命講習を開催しています。